

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 47 号

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇規則（令和2年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「1日につき正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を「、1日につき」に改め、同条第3項中「川西市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川西市条例第9号）第22条第1項の規定による」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改める。

第30条を第33条とし、第29条の次に次の3条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第30条 規則第13条の11の規定は、第21条第1項各号に掲げる者が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第31条 規則第13条の12の規定は、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）

第32条 規則第13条の13の規定は、妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。